

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取り纏めたものである。
- 現時点の集計値であり、今後修正の可能性がある。
- 届出状況については、地方厚生（支）局において閲覧に供することとしている。

1 初診料関係

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成22年	平成23年	平成24年
夜間・早朝等加算	・1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所 等	- 40,252	- 40,987	- 41,753
時間外対応加算	・診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、対応できる体制にある	- 19,556	- 19,924	1 9,197
				2 15,555
				3 118
明細書発行体制等加算	・電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている ・明細書を患者に無償で交付している 等	- 59,661	- 75,810	- 82,064

2 入院料等関係

(1) 入院基本料

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病棟数/下段:病床数)		
			平成22年	平成23年	平成24年
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分		5,353 14,773 683,475	5,288 14,583 671,393	5,257 14,564 677,679
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分		3,589 4,935 213,462	3,550 4,930 214,745	3,538 4,943 216,653
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から20対1に区分		206 224 7,207	175 189 6,060	216 244 7,397
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分		1,320 3,178 178,102	1,285 3,085 172,642	1,279 3,005 168,112
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から10対1に区分	一般病棟	83 1,400 61,210	83 1,366 59,888	84 1,365 60,309
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	結核病棟	12 12 230	9 9 179	12 12 202
	・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	精神病棟	72 78 3,282	72 77 3,263	71 74 3,181
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から13対1に区分		21 166 7,324	23 171 7,581	25 173 7,739
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて10対1から15対1に区分		778 1,296 60,132	786 1,303 60,940	808 1,346 62,909
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じて1～3に区分		(診療所) 7,175 (病床数) 92,976	(診療所) 6,898 (病床数) 89,668	(診療所) 6,763 (病床数) 88,605
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの		(診療所) 1,069 (病床数) 9,061	(診療所) 984 (病床数) 8,507	(診療所) 1,032 (病床数) 9,672

(2) 入院基本料等加算

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成22年	平成23年	平成24年
総合入院体制加算	・特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院 ・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	206	234	248
臨床研修病院入院診療加算	・単独型又は管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院 ・診療録管理体制加算の届出を行っている 等	1,483	1,496	1,557
救急医療管理加算	・休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っている	4,149	4,233	4,295
超急性期脳卒中加算	・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・薬剤師が常時配置されている 等	727	732	750
妊産婦緊急搬送入院加算	・緊急の分娩にも対応できる十分な整備 等	1,471	1,476	1,495
診療録管理体制加算	・1名以上の診療記録管理者の配置 ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等	3,228	3,293	3,406
医師事務作業補助体制加算	・急性期医療を担う病院 ・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 等	1,605	1,884	2,154
急性期看護補助体制加算	・急性期医療を担う病院 ・一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である 等 ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	1,648	2,100	2,405
特殊疾患入院施設管理加算	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟又は精神病棟 ・看護要員の実質配置が10対1以上 等	813	829	843
看護配置加算	・当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師である 等	1,218	1,159	1,164
看護補助加算	・当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である 等	3,276	3,075	2,945
療養環境加算	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等	2,338	2,439	2,563
重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等	2,554	2,572	2,589

療養病棟療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1及び2に区分 	1	1,657	1	1,707	1	1,783
		2	564	2	540	2	533
		3	846	3	821	3	
		4	138	4	126	4	
療養病棟療養環境改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等 ・床面積、必要な器械・器具の有無に応じて1及び2に区分 	1	-	-	-	113	
		2	-	-	-	19	
診療所療養病床療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・1床あたりの床面積6.4平方メートル以上、廊下幅1.8平方メートル以上、食堂・談話室 等 	1	567	1	495	492	
		2	658	2	596		
診療所療養病床療養環境改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等 		-		-	48	
緩和ケア診療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケアに係る専従のチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等 		144		159	187	
有床診療所緩和ケア診療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師及び緩和ケアの経験を有する常勤看護師の配置 ・夜間に看護職員を1名以上配置 等 		-		-	171	
精神科応急入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等 		295		302	322	
精神病棟入院時医学管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る。)以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等 		251		226	208	
精神科地域移行実施加算	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備 ・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等 		333		360	361	
精神科身体合併症管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置 ・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等 		1,001		1,041	1,076	
精神科リエゾンチーム加算	<ul style="list-style-type: none"> ・精神医療に係る専門的知識を有したチーム(医師、看護師、精神保健福祉士等)の設置 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 		-		-	38	
強度行動障害入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている 		80		102	106	
重度アルコール依存症入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されている 		94		175	216	

摂食障害入院医療管理加算	・摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		92	99	100
がん診療連携拠点病院加算	・がん診療連携拠点病院の指定を受けている 等		386	393	397
栄養サポートチーム加算	・栄養管理に係るチーム(医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等)の設置 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		431	708	933
医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等		2,639	2,861	3,228
感染防止対策加算	・感染防止対策部門に、感染制御チーム(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師)を組織 ・感染防止対策加算を算定する医療機関と年4回程以上の合同カンファレンス ・院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整備 ・感染制御チームの研修要件及び専従要件に応じて1及び2に区分	1	-	-	956
		2	-	-	2,360
患者サポート体制充実加算	・患者からの相談に対する窓口専任の医師、看護師、社会福祉士等1名以上を配置 ・患者のサポート等に関するマニュアルの作成、報告体制の整備、職員への研修等を実施		-	-	3,208
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等		486	525	610
ハイリスク妊娠管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等		1,952	1,973	2,009
ハイリスク分娩管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置 ・常勤の助産師が3名以上配置 ・1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等		692	693	691
新生児特定集中治療室退院調整加算	・医療機関内に退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置		244	261	163
救急搬送患者地域連携紹介加算	・救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		506	544	2,474
救急搬送患者地域連携受入加算	・救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		1,879	2,030	4,750
精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		-	-	149
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		-	-	577
総合評価加算	・高齢者の総合的な機能評価を適切に実施 ・高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が1名以上配置 等		1,096	1,135	1,284
呼吸ケアチーム加算	・人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		179	250	330

後発医薬品使用体制加算	・後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている ・使用することを決定した医薬品のうち後発医薬品の割合に応じて1及び2に区分 等	1,520	1,685	2,157
病棟薬剤業務実施加算	・病棟ごとに専任の薬剤師が配置されている ・薬剤師が実施する病棟薬剤業務が十分な時間(1病棟1週当たり20時間相当以上)が確保されている 等	-	-	895
データ提出加算	・一般病棟入院基本料(7対1、10対1)、特定機能病院入院基本料(一般病棟)又は専門病院入院基本料(7対1、10対1)の病棟であって、診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関 等	-	-	1,623

(3) 特定入院料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)			
		平成22年	平成23年	平成24年	
救命救急入院料	・救命救急センターを有する病院 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等 ・特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて1～4に区分	208	295	370	
		6,277	6,998	6,603	
特定集中治療室管理料	・集中治療を行う専任の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	624	647	653	
		5,215	5,270	5,603	
ハイケアユニット入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 ・特定集中治療室に準じる設備 ・重症度等を満たしている患者8割以上 等	150	205	257	
		1,355	1,891	2,409	
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	・病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上	82	86	102	
		528	552	689	
小児特定集中治療室管理料	・小児集中治療を行う専任の小児科の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・他保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者が直近1年間に20名以上 等	-	-	1	
		-	-	10	
新生児特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	209	218	216	
		1,546	1,585	1,538	
総合周産期特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	85	95	101	
		母体・胎児集中治療室管理料	(病床数) 578	(病床数) 617	(病床数) 636
		新生児集中治療室管理料	(病床数) 992	(病床数) 1,122	(病床数) 1,316
新生児治療回復室入院医療管理料	・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が6対1以上 ・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備 等	102	123	145	
		-	1,635	2,006	

一類感染症患者入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等		23	24	26		
			137	139	143		
特殊疾患入院医療管理料	・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・看護要員の実質配置が10対1以上 ・病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上が看護師) 等		33	33	34		
			480	479	480		
小児入院医療管理料	・特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1~5に区分	1	56	56	58		
			4,526	4,657	4,816		
		2	146	177	183		
			5,715	7,504	7,392		
		3	128	107	103		
	4,916	4,055	3,703				
	4	365	372	374			
		9,029	9,133	9,074			
	5	122	137	135			
		-	-	-			
回復期リハビリテーション病棟入院料	・病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 ・看護補助者の実質配置が30対1以上 等 ・看護実質配置、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の配置、新規入院患者のうち重症の患者の割合、在宅復帰率等に応じて1~3に区分	1			177		
			一般病棟	-	-	(病棟数) 97	
			療養病棟	-	-	(病床数) 4,279	
					928	962	875
		2	一般病棟	(病棟数) 480	(病棟数) 490	(病棟数) 428	
			療養病棟	(病床数) 20,926	(病床数) 21,234	(病床数) 18,582	
				(病棟数) 696	(病棟数) 731	(病棟数) 628	
				(病床数) 32,058	(病床数) 33,685	(病床数) 28,439	
		3	一般病棟	165	162	167	
療養病棟	(病棟数) 72		(病棟数) 67	(病棟数) 68			
		(病床数) 2,823	(病床数) 2,575	(病床数) 2,617			
		(病棟数) 102	(病棟数) 108	(病棟数) 94			
		(病床数) 4,195	(病床数) 4,443	(病床数) 3,638			
亜急性期入院医療管理料	・看護職員の実質配置が13対1以上 ・いずれかの疾患別リハビリテーション料を届出している ・退院患者のうち、転院した者等を除く割合が6割以上 等 ・一般病床のうち、当該病室の病床数の割合等に応じて1及び2に区分	1	1,172	1,199	1,308		
			14,236	15,258			
		2	108	121	17,828		
			2,196	2,492			

特殊疾患病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・看護要員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上 ・看護職員の2割以上が看護師 等 ・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分 	1	110 5,658	117 6,096	121 6,363
		2	80 5,942	76 5,253	74 5,615
緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・看護師の実質配置が7対1以上 等 		221 4,357	231 4,600	263 5,233
精神科救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等 ・精神科救急医療施設 等 		77 3,977	87 5,276	102 6,116
精神科急性期治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・精神科救急医療施設 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 ・看護配置等に応じて1及び2に区分 	1	274 13,794	280 13,820	288 14,361
		2	22 1,122	23 1,222	20 988
精神科救急・合併症入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有する病院 ・当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等 		6 276	7 283	7 283
児童・思春期精神科入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室 ・小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) ・看護師の実質配置が10対1以上 等 		-	-	24 895
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等 		836 103,437	841 103,644	840 102,890
認知症治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟において、看護職員の最小必要数の割合が2割以上 等 ・看護配置等に応じて1及び2に区分 	1	433 30,077	448 31,378	464 32,915
		2	33 2,709	22 1,880	21 1,679
特定一般病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において1病棟で構成 ・看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1及び2に区分 	1	-	-	1 41
		2	-	-	1 55

3 短期滞在手術基本料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成22年	平成23年	平成24年	
短期滞在手術基本料	・麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて1及び2に区分	1	97	102	98
		2	137	145	161
			125	123	120
			37	37	37

4 医学管理等

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成22年	平成23年	平成24年
ウイルス疾患指導料	・専任の医師、専従の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等	64	66	64
		2	2	2
高度難聴指導管理料	・人工内耳植込術の施設基準を満たすか、十分な経験を有する常勤医師配置 等	685	641	622
		2,311	2,399	2,443
喘息治療管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等	305	289	281
		281	287	292
糖尿病合併症管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置 ・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師配置 等	1,021	1,127	1,252
		283	366	444
がん性疼痛緩和指導管理料	・緩和ケアを担当する医師(緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。)が配置されている	1,700	1,948	2,300
		954	1,188	1,728
がん患者カウンセリング料	・がん患者に対してカウンセリングを行うにつき十分な体制が整備されている	572	691	838
		16	16	22
外来緩和ケア管理料	・4名から構成される緩和ケアに係る専従のチーム(医師、看護師、薬剤師)の設置 ・症状緩和に係るカンファレンスを週1回程度開催	-	-	169
				0
移植後患者指導管理料	・臓器・造血幹細胞移植に係るチーム(医師、看護師、薬剤師)の設置 ・移植医療に特化した専門外来の設置 等	-	-	96
				2
糖尿病透析予防指導管理料	・透析予防診療チーム(医師、看護師又は保健師、管理栄養士)の設置 ・糖尿病教室を定期的実施すること等により、糖尿病について患者及びその家族に対して説明 等	-	-	1,009
				246
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関	1,178	1,139	1,105
		15,511	15,304	15,202

地域連携小児夜間・休日診療料	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分 	1	95 249	91 244	88 248
		2	75 4	80 4	78 4
地域連携夜間・休日診療料	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日において救急患者を診療できる体制を有している 等 		105 75	114 83	125 85
院内トリアージ実施料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師の配置 ・院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直し 等 		-	-	887 34
夜間休日救急搬送医学管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる保険医療機関 ・第二次救急医療施設として必要な診療機能、専用病床、重症救急患者に対応できる医療従事者を確保 等 		-	-	2,751 82
外来リハビリテーション診療料	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士等を適切に配置 ・患者急変時等に連絡を受け、リハビリテーション担当医師が直ちに診察を行える体制の確保 等 		-	-	2,160 1,002
外来放射線照射診療料	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療医、看護師、診療放射線技師、医療機器安全管理等を担当する技術者の配置 ・合併症発生等、緊急時に放射線治療医が対応できる連絡体制の確保 		-	-	346 7
ニコチン依存症管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・医療機関の敷地内禁煙 等 		1,784 8,924	2,038 10,955	2,213 11,727
開放型病院共同指導料（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等 		844 -	874 -	892 -
地域連携診療計画管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・対象疾患は大腿骨頸部骨折及び脳卒中 ・一般病棟の入院患者の平均在院日数が17日以内 等 		724 -	995 -	901 -
地域連携診療計画退院時指導料	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等 		1,925 721	2,570 3,014	2,303 3,853
ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である ・年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等 		294 683	255 713	259 727
がん診療連携計画策定料	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院である ・当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成している 		231 -	418 -	587 -
がん治療連携指導料	<ul style="list-style-type: none"> ・がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されている 等 		766 3,257	1,687 8,564	2,549 13,981
がん治療連携管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携拠点病院の指定を受けている 		-	-	371 -
認知症専門診断管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する専門の保険医療機関である ・認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている 		193 -	225 -	186 -
肝炎インターフェロン治療計画料	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎に関する専門の保険医療機関である ・肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている 		1,262 570	1,370 542	1,295 656

医療機器安全管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 ・臨床工学技士、医師配置等に応じて1及び2に区分 	1	2,354	2,386	2,450
		2	237	253	255
薬剤管理指導料	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等 		437	440	457
			9	10	12
			5,615	5,609	5,532
			23	22	25

5 在宅医療

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
			平成22年	平成23年	平成24年
在宅時医学総合管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所又は許可病床数が200床未満の病院 ・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等 		1,180	1,261	1,428
在宅がん医療総合診療料	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っている ・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等 		291	362	521
在宅患者訪問看護・指導料	(緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されている 等 		-	-	278
在宅血液透析指導管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されている 		72	73	91
在宅療養支援診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 ・常勤医師、緊急往診件数、看取り件数に応じて区分 	機能強化型在宅療養支援診療所 (単独型)	12,411	12,841	221
		機能強化型在宅療養支援診療所 (連携型)			2,604
		在宅療養支援診療所			10,933
在宅療養支援病院	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しない(~H22) ・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 ・常勤医師、緊急往診件数、看取り件数に応じて区分 	機能強化型在宅療養支援病院 (単独型)	335	442	138
		機能強化型在宅療養支援病院 (連携型)			264
		在宅療養支援病院			344

6 検査

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成22年	平成23年	平成24年	
造血器腫瘍遺伝子検査	・院内検査を行っている病院、診療所 ・臨床検査を担当する常勤医師の配置 等	486 3	511 3	553 4	
HPV核酸検出	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,141 2,071	1,258 2,687	1,314 2,934	
検体検査管理加算	・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置に応じて1～4に区分	1	3,170 288	3,013 311	2,853 310
		2	1,984 34	2,026 40	2,098 45
		3	213 1	139 0	100 0
		4	461 0	535 1	577 1
遺伝カウンセリング加算	・遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置 ・患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている	78 14	77 16	78 16	
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	498 2	508 2	550 2	
植込型心電図検査	・当該検査を行うにつき十分な体制 等	608 14	778 26	889 30	
胎児心エコー法	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	264 24	289 29	295 32	
人工臓腑	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	51 0	46 0	46 0	
皮下連続式グルコース測定	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	191 3	269 13	367 26	
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	293 -	293 -	303 -	
光トポグラフィー（減算対象外）	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	7 1	7 2	11 2	
脳磁図	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・当該検査を行うにつき十分な体制 等	29 4	30 4	28 4	
神経学的検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,318 981	1,353 1,028	1,403 1,077	

補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等	262 286	262 302	264 313
コンタクトレンズ検査料 1	・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が3割未満である 等	1,233 5,612	1,154 5,731	1,122 5,811
小児食物アレルギー負荷検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	637 270	649 311	696 338
内服・点滴誘発試験	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	372 5	380 6	401 5
センチネルリンパ節生検	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	611 4	684 5	724 5

7 画像診断

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成22年	平成23年	平成24年	
画像診断管理加算	・放射線科を標榜する医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断について画像情報等の管理等に依りて1及び2に区分	1	835 220	838 208	783 207
		2	1,008 0	1,028 0	1,055 0
遠隔画像診断	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等 (受信側)・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・遠隔画像診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	187 77	205 85	228 98
		受信側	95 -	92 -	100 -
ポジトロン断層撮影 (PET)	・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)		166 41	168 42	166 43
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影 (PET-CT)	・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)		178 42	194 46	212 50
CT撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等		4,830 1,871	5,077 2,150	4,958 1,921
MRI撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等		2,347 449	2,285 412	2,421 451
冠動脈CT撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等		710 8	803 10	892 14
外傷全身CT加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等		99 -	113 -	128 -

心臓MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	697	762	823
		4	5	7

8 投薬

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成22年	平成23年	平成24年
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・当該処方を行うにつき必要な医師の配置 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算を行うにつき必要な体制が整備されている 等	1,156	1,201	1,241
		-	1	2

9 注射

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成22年	平成23年	平成24年	
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 等 ・専任の常勤医師の有無等に応じて1及び2に区分	1	1,302	1,365	1,459
			74	74	72
		2	648	641	629
			339	336	342
無菌製剤処理料	・無菌製剤処理を行うにつき十分な施設 ・無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等	1,977	2,101	2,169	
		-	-	-	

10 リハビリテーション

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成22年	平成23年	平成24年	
心大血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	467	562	581
			8	14	45
		(Ⅱ)	75	62	64
			21	25	37
脳血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分	(Ⅰ)	2,209	2,289	2,392
			64	69	62
		(Ⅱ)	1,436	1,524	1,560
			265	264	286
		(Ⅲ)	1,804	1,659	1,570
	1,209	1,271	1,331		

運動器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分 	(Ⅰ)	3,750 227	3,867 261	4,055 278
		(Ⅱ)	1,732 3,424	1,445 3,487	1,348 3,510
		(Ⅲ)	833 665	774 734	760 684
呼吸器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分 	(Ⅰ)	2,910 180	3,033 134	3,103 143
		(Ⅱ)	887 171	793 173	727 177
難病患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		36 45	30 46	27 44
障害児(者)リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		223 104	221 113	225 113
がん患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		11 -	233 -	446 2
集団コミュニケーション療法料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		1,113 103	1,106 109	1,067 118

1 1 精神科専門療法

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)			
		平成22年	平成23年	平成24年	
認知療法・認知行動療法	<ul style="list-style-type: none"> ・認知療法・認知行動療法に習熟した医師の配置 ・精神保健指定医、地域の精神科救急医療体制の確保に協力等に応じて1及び2に区分 	1			117 34
		2	-	-	103 172
精神科作業療法	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、作業療法士の配置 ・専用施設の保有 等 		1,309 -	1,324 -	1,334 -
精神科ショート・ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分 	大規模なもの	478 124	499 142	525 163
		小規模なもの	319 206	323 224	336 241
精神科デイ・ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分 	大規模なもの	690 210	716 231	736 239
		小規模なもの	421 278	410 284	399 285

精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	145 97	140 105	131 108
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	317 122	321 129	313 143
抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)	・統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する医師、薬剤師の配置 ・治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している患者に対して、計画的な治療管理を継続して実施 等	-	-	173 6
重度認知症患者デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	164 75	160 76	157 89
医療保護入院等診療料	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等	1,300 0	1,315 0	1,343 0

1 2 処置

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成22年	平成23年	平成24年	
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等	甲状腺	403 -	356 71	380 76
		副甲状腺	375 -	331 63	345 65
透析液水質確保加算	・専任の医師又は専任の臨床工学技士が1名以上配置 ・十分な体制が整備されている 等 ・水質管理の実施、水質検査の実施等に応じて1及び2に区分	1	3,227	1,801 1,670	1,353
		2			1,105 605 796
一酸化窒素吸入療法	・当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されている	204 -	233 0	247 0	

1 3 手術

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成22年	平成23年	平成24年
悪性黒色腫センチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	131	140	153
内視鏡下椎弓切除術、内視鏡下椎間板摘出 (切除)術(後方切除術に限る)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	156	175	37
内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術に限る)、 内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	7	8	1

頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	60	61	62
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	527	528	538
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	782	806	812
人工内耳植込術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	103	113	115
上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	38	42	64
乳がんセンチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	708	805	858
同種死体肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	7	7	7
生体部分肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	6	6	6
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるものに限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	356	372	388
経皮的中隔心筋焼灼術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	345	353	364
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	2, 931	(病院) 2, 613 (診療所) 267	(病院) 2, 609 (診療所) 266
両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	308	321	327
植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	361	377	383
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	332	362	369
大動脈バルーンポンピング法（I A B P法）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	1, 639	(病院) 1, 591 (診療所) 50	(病院) 1, 593 (診療所) 48
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	148	145	152
植込型補助人工心臓（拍動流型）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	5	10	33
同種心移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	6	9	9

同種心肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	3	3	3
経皮的動脈遮断術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	330	357	386
ダメージコントロール手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	372	402	426
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	438	441	442
腹腔鏡下肝切除術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	68	101	300
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	103	72	77
同種死体肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	13	21	21
同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	15	16	16
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	606
腹腔鏡下小切開副腎摘出術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	58	65	71
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	897	893	889
腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	61	69	76
同種死体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	130	130	134
生体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	159	161	161
膀胱水圧拡張術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	249	303	365
焦点式高エネルギー超音波療法	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	8	8	10
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	69	83	110
腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	65	83	93

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	・必要な体制及び医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等		5,271	(病院) 4,024 (診療所) 1,337	(病院) 4,232 (診療所) 1,511
輸血管理料	・必要な医師及び従事者の配置 ・輸血製剤の適正使用 等 ・医師及び従事者の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	336	(病院) 351 (診療所) 1	(病院) 513 (診療所) 2
		(Ⅱ)	889	(病院) 901 (診療所) 16	(病院) 1,429 (診療所) 19
内視鏡手術用支援機器加算	・当該療養を行うにつき必要な医師及び臨床工学士の配置 ・年間合計20例以上実施 等		-	-	45

1.4 麻酔

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成22年	平成23年	平成24年	
麻酔管理料	・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されている 等 ・麻酔科標榜医の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	2,854 -	2,330 501	2,362 477
		(Ⅱ)	316 -	334 0	363 0

1.5 放射線治療

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成22年	平成23年	平成24年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	466 -	475 8	479 9
外来放射線治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置 ・当該治療を行うために必要な機器、施設 等	453 -	463 8	479 9
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	616 -	634 7	644 9
強度変調放射線治療 (IMRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	90 -	121 5	152 6
画像誘導放射線治療 (IGRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	179 -	221 7	257 7
直線加速器による定位放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	305 -	298 8	327 11

1 6 病理

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成22年	平成23年	平成24年	
保険医療機関間の連携による病理診断	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側)・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	-	-	84
		受信側	-	-	72
テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側)・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	89 1	74 1	82 0
		受信側	40 -	34 -	41 -
テレパソロジーによる術中迅速細胞診	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関等 ・細胞診を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側)・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	23 0	26 0	35 0
		受信側	19 -	20 -	27 -
病理診断管理加算	・病理診断を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・病理標本作製及び病理診断を行うにつき十分な体制の整備 ・当該療養を行うにつき十分な設備及び機器 ・医師の配置、カンファレンスの実施等に応じて1及び2に区分	1	-	-	470
		2	-	-	186

1 7 歯科

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成22年	平成23年	平成24年
地域歯科診療支援病院歯科初診料	・常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・当該歯科医療にかかる紹介率 等	390	412	417
歯科外来診療環境体制加算	・歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	4,770	5,040	6,687
歯科診療特別対応連携加算	・著しく歯科治療が困難な患者にとって安心して安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有している ・医科診療を担当する他の保険医療機関(病院に限る。)との連携体制が整備されている 等	447	396	590
臨床研修病院入院診療加算	・単独型若しくは管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院 ・研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認する体制 ・臨床研修を行うにつき十分な体制の整備 等	84	112	141

地域歯科診療支援病院入院加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っている ・地域において歯科診療を担う別の保険医療機関との連携体制が確保されている	175	175	184
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等	136	76	147
歯科治療総合医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されている ・歯科衛生士又は看護師の配置 等	10,789	10,082	10,891
在宅患者歯科治療総合医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されている 等	1,748	1,791	2,116
在宅療養支援歯科診療所	・後期高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等	3,996	4,015	4,941
地域医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等	8,198	8,066	8,071
歯科画像診断管理加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行った歯科医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師の配置	1	-	(病院数) 32
	・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師により、すべての歯科用3次元エックス線断層撮影について画像情報等の管理等に応じて1及び2に区分	2	-	(病院数) 20
う蝕歯無痛的窩洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等	1,824	2,038	2,317
手術時歯根面レーザー応用加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等	784	943	1,179
歯科技工加算	・常勤の歯科技工士を配置している ・歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備している 等	7,178	6,884	7,311
歯科点数表第2章第9部の通則4に掲げる手術	・必要な体制の整備及び歯科医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等	175	202	353
歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置	5,933	5,811	6,351
広範囲顎骨支持型装置埋入手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が2名以上配置 ・当該療養を行うにつき十分な体制 等	-	-	(病院数) 202
クラウン・ブリッジ維持管理料	・クラウン・ブリッジの維持管理を行うにあたって、必要な体制が整備されている	69,222	69,288	69,450
歯科矯正診断料	・歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務している ・十分な専用施設 等	1,228	1,262	1,432
顎口腔機能診断料	・障害者自立支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	833	799	870

18 調剤

名称	施設基準の概要	届出薬局数			
		平成22年	平成23年	平成24年	
基準調剤加算	<ul style="list-style-type: none"> 患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている 患者の求めに応じて投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供している 開局時間以外の時間において調剤を行うにつき必要な体制が整備されている 等 医薬品備蓄数、処方せん受付回数等に応じて1及び2に区分 	1	20,953	21,858	21,540
		2	5,781	6,137	6,979
後発医薬品調剤体制加算	<ul style="list-style-type: none"> 使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合に応じて1~3に区分 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の見えやすい場所に掲示 等 		23,864	27,942	32,268
無菌製剤処理加算	<ul style="list-style-type: none"> 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等 		216	304	435
在宅患者訪問薬剤管理指導料	<ul style="list-style-type: none"> 行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険薬局 		40,170	41,194	42,745
在宅患者調剤加算	<ul style="list-style-type: none"> 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている 在宅業務に対応できる体制が整備されている 等 		-	-	4,319

19 その他

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成22年	平成23年	平成24年
入院時食事療養(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士又は栄養士により行われている 「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等 	8,254 1,653	8,258 1,640	8,244 1,622